

提供日 2026/1/14

タイトル 【取扱期間の延長】令和7年台風第15号等に伴う災害に係る

県制度融資「中小企業災害対策資金」取扱期間延長

担当 経済産業部 商工業局商工金融課

連絡先 商工金融班

TEL 054-221-2525



(要旨)

県が令和7年9月8日から発動している県制度融資「中小企業災害対策資金」の取扱期間を令和8年4月14日まで3か月間延長する。

今般、国が県内10市町に発動していたセーフティネット保証4号の期限の延長（令和8年1月14日→令和8年4月14日）を決定したことから、同資金の取扱期間を延長するものである。

なお、1月15日以降の令和7年台風第15号等に伴う災害に係るセーフティネット保証4号の対象は、静岡市、焼津市、牧之原市、榛原郡吉田町の4市町となる。

「中小企業災害対策資金」

○融資条件等

区分	内容	
対象被害	直接被害	間接被害
	事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの	実被害以外の影響で1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの
資金使途	災害復興に必要な設備資金、運転資金	運転資金
保証料率 (保証料補助後)	S N 4号 : 0.00% (10市町 → 4市町)	S N 4号 : 0.60% (10市町 → 4市町)
	普通保証 : 0.15%~0.60% (県内全域)	普通保証 : 0.30%~1.30% (県内全域)
融資利率及び利用する保証	年1.5% : S N 4号 (10市町 → 4市町) 年1.6% : 普通保証 (県内全域)	
融資限度額	5,000万円	
融資期間	10年以内 (据置期間1年以内)	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
取扱期間	令和7年9月8日から令和8年1月14日まで ⇒ 延長 令和8年4月14日まで	

○メリット

- ・県が10年間、金利の0.47%を補助することで、事業者負担を軽減
- ・直接被害に対して、信用保証料を県が全額補助(セーフティネット保証4号利用時) (4市町)